

令和6年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者合同会合議事録

1. 日時 令和6年5月21日（火）15：00～16：53

2. 場所 オンライン

3. 出席者

【政策評価委員】

池谷 修一 公認会計士・税理士

多田 英明 東洋大学法学部教授

南島 和久 龍谷大学政策学部教授

【事務総局】

品川官房政策立案総括審議官、南官房総務課長、田邊官房参事官、

福田官房総務課会計室長、亀井企業取引課長、大泉企業取引課企画官、

武田フリーランス取引適正化室長、藤谷下請取引調査室長、

島袋官房総務課企画官、深町経済取引局総務課長、小山官房総務課係長、

高木会計室総括補佐

4. 議題 ○ 中小事業者を取り巻く取引の公正化

○ 下請法違反行為に対する措置

○ 競争政策の広報・広聴

○ 講評

5. 配布資料

議事次第

資料1 出席者名簿

資料2 タイムスケジュール

資料3-1 レビューシート「中小事業者を取り巻く取引の公正化」

資料3-2 レビューシート「下請法違反行為に対する措置」

資料3-3 レビューシート「競争政策の広報・広聴」

資料4 外部有識者合同会合の論点

6. 議事録

【高木会計室総括補佐】定刻になりましたので、ただいまから令和6年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者合同会合を開催いたします。

開会に当たり品川官房政策立案総括審議官から開会の御挨拶をさせていただきます。

【品川官房政策立案総括審議官】政策立案総括審議官の品川でございます。有識者の先生方におかれましては、本日はお忙しい中会合に参加いただきまして誠にありがとうございます。

公正取引委員会では、昨年度から政策評価と行政事業レビューの点検評価対象を一致させるとともに、別々に開催しておりました政策評価委員会と行政事業レビューの外部有識者会合を合同で開催をしております。また、行政事業レビューシートを政策評価の評価書として活用をすることで、政策効果の発現経路をより明確化して政策がきちんと効果を発揮しているかどうかの検証を行っております。

特に今年度は、後ほど御覧いただきますが、公正取引委員会の施策をより効果的に実施をしていくために、各施策のボトルネックは何か、またそれを解消するための改善策は何かという点を各担当の課室で検討しております。本会合では評価点検対象である3つの施策のボトルネック等について、有識者の皆様から御意見を頂きたいと考えております。

政策評価及び行政事業レビューでは、各行政機関自らが事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげることとされています。

本日は有識者の皆様から幅広い見地による忌憚のない御意見を頂いて、公正取引委員会における政策評価及び行政事業レビューの客観的かつ厳正な実施と将来に向けたより効果的な政策の実現を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【高木会計室総括補佐】それでは、本日の合同会合の進め方を簡単に説明いたします。

本日の対象施策は中小事業者を取り巻く取引の公正化、下請法違反行為に対する措置、競争政策の広報・広聴の三つです。これら3施策については事前に各担当課室が活動内容ごとにそれぞれボトルネックは何か、それを解消するための改善策は何かということを議論、検討してきました。ですので、まず各課室長から検討結果等を説明いたします。

先生方におかれましても本施策のボトルネックは何か、ボトルネックを解消するための改善策は何かということを論点として質問やコメントをしていただきます。それに対して各課室長から回答やコメントを行います。このような議論を3施策、合計6つの議題として行っていきます。そして、最後に先生方それぞれから公正取引委員会におけるレビューの取組全般について講評を頂きます。

なお、中村先生は本日所用のため御欠席ですので、中村先生から頂いた御意見は私が代読いたします。

本日は2時間という短い時間のため、各事業に割り振られた時間は限られています。が、充実した審議となりますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、先生方による点検を始めさせていただきます。

はじめに「中小事業者を取り巻く取引の公正化」のうち活動内容①に係るボトルネック等について、亀井企業取引課長から説明をお願いします。

〔資料3-1 レビューシート「中小事業者を取り巻く取引の公正化」の活動内容①を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

南島先生、お願いします。

【南島委員】御説明ありがとうございました。

先ほど、都市部ではともかくとして、地方ほど価格転嫁がまだまだな状況にあるという御説明を頂きましたが、そうしますと地域差みたいなものがあるのかということと、地域差みたいなものがあるとして、深刻な地域には重点化みたいなことができるのかということをお伺いしたいです。

【亀井企業取引課長】御質問ありがとうございます。

まず、地域差ですけれども、去年の特に後半に、全国、北海道から九州まで説明会をやらせていただきました。これは、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定するときに、なぜ価格転嫁ができていないのか、特に労務費についてなぜ転嫁できないのかなど、意見交換の場を業界団体に作っていただいて説明会を行ったものですけれども、地域差というよりは、産業によって特徴がある気がいたします。サービス業が多いところ、建設業が多いところ、製造業が多いところなど、そういう産業ごとの差が、価格転嫁にも出てくるなということを感じました。

また、同じ製造業でも東京の製造業の方々と地方の製造業の方々では、特にトップの常識というものが大分差があるなと感じました。とある県で実施した説明会では、労務費なんか転嫁しないのが当たり前じゃないかと頭ごなしにおっしゃられることがありました。価格転嫁の議論が、東京では賛同を得るところから話が始まるんですけども、同じ製造業でも、その地域の複数の経営者の方とお話をしていると、話の前提が大分違うと感じたところでございます。

深刻な地域についての御質問をいただきましたが、ここはすごく心配だとか課題だということは特に感じませんでした。もっとも、一般的な傾向として、東京と地方では随分差があることを感じた次第でございます。

【南島委員】ありがとうございます。

関心があったのは、重点化ができない方だったのですけれども、重点化できるかどうかのところをもう一声お伺いできればと思います。

【亀井企業取引課長】ありがとうございます。

特に労務費については、サービス業など労務費割合の高い産業は分かってきておりますので、こうした業種においてしっかり労務費の転嫁を進めるという観点では重点化をしてまいりたいと思っております。

もう一つは特別調査で出てきている傾向ですけれども、ティアが下るほどまだまだ課題があります。大企業とティア1は大分価格転嫁が進んできているけれども、例えばティア3、ティア4が課題である業種があることも見えてきておりますので、中小企業同士の取引や、中小企業と零細企業の取引が多い分野は重点的に取り組んでいきたいと思っております。

【南島委員】ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ほかに御質問のある先生はいらっしゃいますか。

多田先生、お願いします。

【多田委員】今の御質問とも関連しますが、いかに効率的に周知するかが一つの課題だとすると、今の御説明のところで、地域差ではなくて、産業や業界ごとに差があるということですから、例えば全国的な組織、あるいは地域単位の組織でもよいのですけれども、業界団体等を通じて啓発する形の施策は採れないでしょうか。

【亀井企業取引課長】ありがとうございます。

まさにそこが最近取り組み始めているところでして、特に事業所管省庁ともっと連

携をしたいと思っております。

各業界で、それぞれの経営レベルだったり担当レベルだったり、様々な集まりが定期的に開かれていますので、公正取引委員会の説明会のためだけにわざわざ集まっていたくというよりは、そういう場をお借りして、我々が取り組んでいることをお話しさせていただいております。例えば、型取引の無償保管に関する勧告案件があった場合に、こうした取引が多い業界向けに経産省とも連携をして我々が説明できる場を設定をしてもらうようなことを取り組んでおります。

公正取引委員会が単体でやるということよりは、事業所管省庁とうまく連携しながら、事業者等とつないでいただくということに取り組みたいと思っております。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生はいらっしゃいますか。

池谷先生、お願いします。

【池谷委員】お話にあったような、業界や会社ごとに、公正取引委員会の考え方等が浸透しているかどうかを確認することは以前から行われていることなんでしょうか。それとも最近の新たなテーマとしてお考えになっているのでしょうか。

【亀井企業取引課長】ありがとうございます。

特に価格転嫁の問題につきましては、最近力を入れて取り組んでいるところでして、独禁法Q & Aなどにおいて、ちゃんと交渉してください、交渉もなしに価格を据え置くことは問題になりますよということを、2年前に我々がお示ししております。それが遵守されているかどうかを、1年目は緊急調査ということで、発注者3万社、受注者8万社に対して、昨年は数を拡大して事業者11万名超に対して調査を行うなど、価格転嫁についての調査は、最近取り組んでいるところでございます。

他方で、例えば従前からあった物流の問題として、物流特殊指定が守られているかについては書面調査を実施しておりますし、また、我々が所管している下請法については、大規模な書面調査を定期的にやっております。

今日は、専ら価格転嫁の話を題材として御紹介させていただきましたけれども、これらは特に最近重点的に取り組み始めているということでございます。今年も個々の個社名を含めた調査を3回目としてやっていきたいと思っております。

【池谷委員】それで、実際に職員が出向いて講演をされているのは、どういうところに行っていて、どういう業界、どういう会社を対象にどれくらいやったかというのは公表されているんですか。

【亀井企業取引課長】ありがとうございます。

調査そのものは公表しておりますけれども、先ほど私が御紹介した生の御意見を集めるような場は特に公表しておりません。なお、最近では、例えば経済団体に御協力いただいて、お時間をいただき、我々がお話を聞くというようなことを、これまでに何回かやっております。

これはどういう方がそこにいらっしゃったかを含めて、フランクな意見交換をお願いしているものですから、特に公表しませんでした。今年出張相談会というものを、我々が仕組みとして作っていきたいと思っております。例えば我々には、下請取引等改善協力委員というネットワークが実はございまして、その方たちに各地で集まっていたきながら、我々のネットワークを使って取り組んでいきたいと思っております。こういったものについては可能な限り公表できるように取り組んでいきたいと思っております。

【池谷委員】公正取引委員会の具体的な活動、どういうところで普及啓発していますという情報をホームページで開示して、先方から要請があれば是非お伺いしたいというような形で、去年はどういうところに行っていて、今年はどういうところに行っているのかを開示されるのはいかがでしょうか。是非、業界からのアプローチを受け入れられるようなオープンな情報が出るといいと思います。

【亀井企業取引課長】大変貴重な御指摘ありがとうございます。

他省庁にいた経験から申し上げますと、事業者にとって公正取引委員会はなかなか敷居が高く、色々とフランクに教えてくださいという場を設けること自体が実は難しいという側面があります。事業所管省庁がお話をお伺いしにいく容易さと、公正取引委員会がお話をお伺いしにいく容易さは、実務上は難しいところがございます。

そのため、間に経済団体を挟んだり、事業所管省庁と連携して設けられた場を利用したりするなど、工夫をしながら、「開かれた公取」であるということを分かっただくことも含めて、今、試行錯誤しながら取り組んでいるところでございます。

ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問がある先生いらっしゃいますか。

なければ議題1は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

次は「中小事業者を取り巻く取引の公正化」の活動内容②から④のボトルネックな

どについて、武田フリーランス取引適正化室長から説明をお願いいたします。

〔資料3-1 レビューシート「中小事業者を取り巻く取引の公正化」の活動内容②から④を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、中村先生から御意見を頂いておりますので、代読します。

アプローチ先が中小企業や個人であるため、困難をもたらしている点は理解できる。可能であれば他省庁等とも連携して有効なアプローチ手段を探るのがよいのではないか。

また、特にアクティビティ③について、個人事業主にとっては時間も貴重な資源であり、わざわざ説明会に足を運ぶのは難しいことが予想される。何かのついでや、情報が役立ちそうな場面で周知できる方が情報も届きやすいのではないか。例えば事業を法人として登記する際や納税の準備をする機会等に、従事している取引は適正になされているかと問いかけるということもあり得るのかもしれないという御意見を頂きました。

中村先生の御意見に対して、武田室長からコメントをお願いします。

【武田フリーランス取引適正化室長】ありがとうございます。

今頂いた御指摘、まさにそのとおりかと思っております、フリーランスの方が説明会に参加して、1時間半とか1時間の説明を聞くというのはなかなか難しいところがあるかなと思っております。

先ほどお話ししましたように、今、フリーランス法の周知広報動画という形でYouTubeの公正取引委員会公式チャンネルに掲載しております動画等は、まさにそういった方々をターゲットの一つとしておりまして、動画自体の長さというのは大体10分から長くても15分ぐらいです。そういったものを隙間時間等で見ていただくといったことを通じて、フリーランス法の中身などについても知っていただきたいと考えております。

また、御質問、御意見としてありました様々な省庁との連携につきましても、御指摘のとおりと思っております。御関心のある省庁は個別に調整をしておりますけれども、それとは別に内閣官房が主催しております、ほぼ業所管省庁全部が参加している関係省庁の連絡会議というものがございまして、関係省庁の連絡会議を通じまして法律の周知、啓発に努めているところです。

ただ、今日頂いた御指摘も非常に参考になると思いますので、そういった点を含めまして今年の11月の施行までに周知、啓発に万全を期してまいりたいと考えております。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

多田先生、お願いします。

【多田委員】私自身、フリーランス法に関心を持っており、公正取引委員会のホームページ等を拝見しております。先月も詳細なガイドラインの原案を策定されましたが、一言でフリーランスと言っても多様であり、個人でやっておられる方も多いと思いますので、いかに自分自身の事例に引きつけて理解できるかが大事であると感じています。

ガイドラインというのは、いろいろな業種、形態のフリーランスをカバーできるように策定されるということだと思いますが、自分の身近に感じるような具体的な例をガイドラインに極力盛り込むとか、あるいはガイドラインはガイドラインとして策定し、別途業種ごとにありがちな事例や、例えばこのような事例がありましたというのを、パンフレットなどを作成し、周知するといった取組をなさるのはいかがでしょうか。

【武田フリーランス取引適正化室長】ありがとうございます。

先生の御指摘のとおりかと思ひまして、フリーランスの方に、自分事として捉えていただくというのはすごく重要な御指摘だと思っております。業種ごとにいろいろなものを作っていけるかというところ、我々のマンパワーにも限りがあるとは思っておるものの、業所管省庁としっかり連携して取り組んでいく必要性自体は御指摘のとおりかと思ひます。また具体的な事例ということに関しましても、先生の御指摘のとおりだと思います。

ガイドライン等で我々が作るものは、業種横断的な規律である以上、個別具体的な話まで書いていけるかというところは法令上の観点から限界がありますので、そういったものにつきましては具体的な事例の蓄積、我々が相談を受けたりですとか、そういったものも含めてどんどんアップデートしていくような形で取組をしてまいりたいと思ひます。

特にガイドラインという形で作りますと、それを改正すると、若干大ごと感みたいなものが出てきてしまいますので、そういったことにならないように、業種別の論点等につきましてはQ & Aで公表するというように、形を工夫するなどしまして、これからも周知、啓発を取り組んでいきたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

池谷先生、お願いします。

【池谷委員】462万人いるというフリーランスの方が、どういう業種、どういう形で点にしているかによって、今後法律を周知させていくときに、どこからどういうふうに浸透させていくか検討するということだと思っています。それは業種間、省庁間の連携も重要でしょうし、民間の保険などの業種、例えば宅配業者だとすれば必ず保険に入るだろうし、そういう行動から、省庁間だけではなく民間事業者ともうまく提携して、そういう中で情報を知っていただいて、公正取引委員会のホームページの動画にアクセスするというようなことができるように、マトリックスを作ってそれを浸透させていけると良いんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【武田フリーランス取引適正化室長】ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた、マトリックスを作ってやっていくということ、本当に御指摘のとおりかと思えます。

実際にフリーランスが462万人いる中で、どういった業種にどれくらいの人がいるのかということに関しましては、我々も全貌が把握できておりません。個別の業種ごとに何となくのパーセンテージみたいなものは持ってはいるんですけれども、それが本当に実態を把握できているかということに関しましては、これから実際に法律が施行された後、個別の業種等におきまして、問題意識等がないかにつきましては、執行と併せて、両輪のような形で取り組んでいく必要があると思っております。

また、確かにフリーランスの方に発注をする方とか、フリーランスと取引をしている会社というのは必ずどこかにいるわけですし、それにつきましても法律の執行をしていく場面で我々は知見を得ながら、先生がおっしゃるように最終的にフリーランスの方に知ってもらうということも含めて、循環できるような取組はしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

南島先生、お願いします。

【南島委員】 御説明ありがとうございます。

先ほどの御質問につながるところですけれども、まずは優先順位の話はすごく大事なだと思いつながってました。全容の把握もまだできていないということと、まずは差し当たりの広報をYouTube等でやりつつ、法の執行、下位法令の整備をされるということですが、最終的には462万人のフリーランスにきちっと情報が届いて、問題があれば訴えていただいたり、公正取引委員会が間に入っていていただいで対応していただくということが必要になってくる、注意を含めて必要になってくるという話になるのだと思います。そこで、「その全体像のロードマップのようなものはありますか」というのを伺います。行政事業レビューシートだけ見ますと、どうしても立体的に施策がどういうふうに進んでいくのかというのが分かりませんので、単純にそういうロードマップというか、手順は共有されていますか、作っていらっしゃいますかというところだけ伺いたいと思います。

【武田フリーランス取引適正化室長】ありがとうございます。

対外的に何か公表しているようなロードマップのようなものがあるかというところとございません。

その上で申し上げますと、今、下位法令の整備をやっているところですが、これは執行なり周知、啓発の全ての基礎になると思います。ですので、そういったものができるということを前提の上で、まずは法律が11月1日に施行されるまでの間に、法律のことを知らないとか、法律について正しい理解がされてないとかということにならないよう、まずはこの11月1日までに周知、啓発に万全を期していく必要があると考えております。

その上で11月1日以降も当然周知、啓発には努めていくんですが、11月1日からは法律が実際に施行されまして、法律に違反する事案が今後公正取引委員会等に寄せられることとなります。そうなりますと、公正取引委員会等におきましても法律の執行をしっかりとやっていくというのが短期的なスパンかなと思います。

それが年度をまたぎまして、さらに長期的なスパンとしてなっていくと、実際

の法律の執行をやっていく、執行していく中で課題が見つかることがあれば、要すれば法令等の見直しというのもその中で検討していく。同時に法律の執行の積み重ねの中で周知、啓発をしていくということで、最初は周知、啓発、その次に施行、執行という順番かと思いますが、その後につきましては、基本的には法律の執行と、周知、啓発という未然防止を両輪で対応していくのかなと考えております。

ロードマップと言えるかどうかはちょっと自信がありませんけれども、私の方からは以上になります。

ありがとうございます。

【南島委員】ありがとうございます。

お伺いした趣旨は、この取組に関してロジックモデルが書けるのかなと思いながら質問しておりました。皆さんで共有できるようなマッピングみたいなものがあると、意識の共有化もでき、優先順位の設定にも関係してくるかと思います。そういう問題意識でございました。

ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

多田先生、お願いします。

【多田委員】再度お伺いしたいのですが、先ほどロードマップというような形で法令等を見直すとお話がありました。フリーランス法の附則で、3年後の見直し条項が入っていると思いますが、デジタルプラットフォームの就業者というフリーランスをどのように保護するかが論点の一つになってくると思っています。

資料の「改善の方向性」のところに、違反調査業務が膨大な量になる場合どうするのかというところがあります。問題行動が起きた場合の影響の広がりというのは、大規模なプラットフォームを通して仕事を受注するフリーランスの場合は、特に影響が大きいものと思います。次の課題、見直しのロードマップでは、デジタルプラットフォームへの対応も課題になってくると感じております。

以上です。

【武田フリーランス取引適正化室長】御指摘ありがとうございます。

まだ法律が施行されていませんので、具体的な見直しの事項まで私から申し上げるのははばかれるんですけども、その上で申し上げますと、先生が御指摘のとおり、

今、フリーランスの方がデジタルプラットフォームを通じて仕事などを請け負うようなケースが多くあることは我々も承知しております。国会での御審議におきましても、デジタルプラットフォームを通じた取引につきまして問題提起がなされました。

基本的な考え方としましては、デジタルプラットフォームが仲介ではなくて実際に発注を行っているような場合ですと、この法律上の規制の対象になる発注事業者になってくるところはございますけれども、その射程の範囲内を超えるようなものももしも出てくるようなことがあれば、我々としても検討はしていかなければならないとは考えております。

ただ、現状としましては、まずは今の法律に与えられた範囲内で執行をしっかりと行った上で、論点等がまた出てくるようであれば、検討していく必要があるかとは考えております。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生はいらっしゃいますか。

なければ議題2についてはこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

【武田フリーランス取引適正化室長】ありがとうございました。失礼いたします。

【高木会計室総括補佐】次は「下請法違反行為に対する措置」のボトルネックなどについて、藤谷下請取引調査室長から説明をお願いします。

〔資料3-2 レビューシート「下請法違反行為に対する措置」を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、中村先生から御意見を頂いておりますので、代読します。

アクティビティ③の定期調査は、この事業における基礎となる活動であり、その回収率が上昇傾向にあるのは良いことと言える。罰則の周知等も効果を上げているようだが、他方で点検結果でも触れられているように回答に係る負担についても考慮が必要かもしれない。未回答の事業者について回答のしにくさなどを聞き取るようなことはしているのか。小規模な親事業者等については、調査票を簡易なものにして回答しやすくするなどの工夫は可能なのか検討されてはいかがか、という意見を頂いております。

これに対して藤谷室長からコメントをお願いします。

【藤谷下請取引調査室長】ありがとうございます。

頂いた御意見、御質問についてですが、定期調査を実施するに当たってはコールセ

ンターを設置しております。まず、未回答になる前に、どう回答すればいいか分からないとか、そういった疑問がある場合に問い合わせで相談できるというコールセンターを設けております。コールセンターで回答できる問い合わせは回答しますし、回答できない問い合わせは我々のところまで上がってきて、我々から答えるということを行っております。

未回答になってしまった事業者へのアプローチは、実際にこれまでも必要に応じて行ってはいましたが、未回答の人にアプローチする場合、未回答の理由を聞くというよりは、督促をするという形になってしまうので、御指摘も踏まえて、そういったところからも今後の改善につながるような情報が何か得られれば得ていきたいと考えています。

また、調査票について、小規模事業者については簡易なものにできないかということですが、事業者によって調査票を変えるというのはどこまで取り得る措置なのかというのはちょっと分かりませんが、御意見として承りたいと思います。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。
南島先生、お願いします。

【南島委員】御説明ありがとうございました。

1点御質問です。

「成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名」で定期調査の回収率について言及されているところで、郵送物を簡素化したら回収率が落ちましたとのことですが、77%から54.8%へと、大分落ちていますね。回収率向上のために封書のデザインを変更するなどの工夫をしていますというお話ですが、もう少し補足いただけますでしょうか。

【藤谷下請取引調査室長】デザインというのは、具体的に言いますと、それまで封書に同封した紙で回答してもらっていたのを、オンラインで回答してもらうに当たり、最初のはがきで通知をしていました。それとの因果関係がどこまであるかというのはさておき、そういう方法で実施したところ回収率が54.8%という結果になったと。

これは通知の方法等に工夫の余地があるのではないかと考え、若干重々しい封書にするという方法に変更したところ、その次の年度から回収率が上がってきたので、通知の仕方とか同封する手順書とか、そういったところが回収率にそれなりに影響があ

るのだろうということが分かりました。今年度もさらにこの点は改善するため、手順書をより分かりやすく、かつ、具体的にしようとか、そういった改善は既に検討しております。

【南島委員】ありがとうございます。

いろいろ重要な教訓がここは含まれていそうですが、今おっしゃった範囲で、もう少し業種とか分析的な教訓は導かれていないのでしょうか。単純にウェブと重々しい封書のデザインの問題ということですか。

【藤谷下請取引調査室長】あと一つ分かっているのは、督促をするとこれは効果が大きいというのは分かっています。したがって、何か一つで劇的に改善するというものではないのだろうということは分かっています、まず最初に通知するときの案内の仕方、その中に同封されている手順書等の説明の仕方、そして実際に回答を期日までに提出しなかった人への督促、そういったものを一つ一つ真面目にやっていくことで回収率が上がっていくということは結果として出ているので、そういったことを、前年度を振り返りながら今年度改善していくと、それで回収率は少しずつ上がっていくということなのだろうと思っていますので、業種ごとにどう違うということは分かりませんが、ただそういった地道な取組は意味があると思っています。

【南島委員】ありがとうございます。

最後ですけれども、今おっしゃった話はかなり重要なお話だと思いますが、後任の方に引き継げるような形でマニュアル化ですとか、内部で引き継いでいけるような形で整えられているかどうかということも教えていただければと思います。

【藤谷下請取引調査室長】定期調査を担当する班というのがありまして、そちらでそれぞれの取組が記録として残っていますので、後任者にきっちり伝わるように私の方から指示をしたいと思います。

【南島委員】ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

多田先生、お願いします。

【多田委員】確認的なことを含めてお伺いしますが、今回アクティビティの③のところで、定期調査の調査票の発送数を今年度は9万通にさらに増やしていくということで、それと併せて回収率を上げるということになると、相当数の調査票が戻ってくる

と思います。オンラインで原則回答ということにしたので、開封の手間がなくて良いのだらうと思いますが、回答者が回答する質問数は結構多いのでしょうか。

例えば回答する側が萎えてしまうぐらい延々と質問が続く、非常に長い質問票だとすると、例えば２段階、最初はスクリーニングのような形で簡易な質問票を送り、回答しやすいような短いものにする。それで問題ないということであれば、手続が軽くなることはないでしょうか。一方で、問題がありそうなものについては、さらに深掘りをする。例えばこのような整理はできないのでしょうか。

【藤谷下請取引調査室長】御質問ありがとうございます。

質問は確かに様々ありまして、５分、１０分で答え終わるようなものではありません。ただし、それぞれの事業者ごとに普段の活動の中で行っている取引は違いますので、設問の中には自社とは関係がないものも含まれております。全ての事業者に同じ調査票でやっていますので、そういうときは質問をスキップできるように、ここで「いいえ」だったら次の質問に行ってくださいというようなところはちゃんと飛べるような仕組みをシステム上仕組んでやっております。

したがって、確かに御指摘のような工夫の余地というのはあると思いますので、コールセンターで受け付けた疑問や意見は我々に毎年フィードバックされていますし、本件定期調査は中小企業庁と共同で実施しておりますが、中小企業庁とも話し合いながら設問の改善は毎年行っております。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

池谷先生、お願いします。

【池谷委員】よろしくお願いします。御説明ありがとうございました。

オンラインによる回答は、何年も行っているのでしょうか。

【藤谷下請取引調査室長】令和３年度から始めておりますので、今年で４年目になります。

【池谷委員】そうすると、かなり知見が積み上がってきて、当初と比べれば質問ないしは回答から得るものが増えてきている状況でしょうか。その経緯、状況を教えてくださいいただけますか。

【藤谷下請取引調査室長】質問項目自体は、紙で送ろうがウェブで回答しようが変わるわけではありませんので、調査に対する回答による効果はどちらでも同じです。た

だウェブにすることによって、回答者も送り返す手間がなくその場で完結できますし、我々も紙を回収する必要がなくなることで、管理はしやすいのであらうと思います。紙からウェブに変えたときに、一時期回収率が落ちたことがあります、それも改善してきておりますので、ウェブ調査は定着してきていることと思います。

したがいまして、今のところウェブ回答にして解決できないような問題があるわけではありませなし、むしろ事業者にもウェブ回答に慣れていただけたのであれば、ウェブ回答の方がお互いにとって効率的にやりやすいのではないかと思います。

【池谷委員】ありがとうございます。

ウェブで聞いた場合には、回答者の属性をイエス、ノーで答えてもらえるので、質問する側にとっては回答者の絞り込みがしやすく、問題を探り当てようとする際に狙いをつけていけるという意味で、アンケートを取る側にとっても非常にメリットがあります。さらに、聞かれる側も自分の問題点にいち早く気付けるという意味で非常に有効な手だてになっているのではないかと思います、そのような理解でよろしいでしょうか。

【藤谷下請取引調査室長】確かにウェブ上であれば、回答している中で、自分に関係のない設問のときに次の設問にさっと飛べるとか、そういう利点はあると思います。同じことを紙で回答すると、どこの質問に飛べばいいかを紙をめくって自分で見る必要があるとか、そういうところは確かにウェブの方が便利ですので、そのような利点を今後もいかして、より工夫ができないか絶えず見直していきたいと思います。

【池谷委員】ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生はいらっしゃいますか。

なければ議題3についてはこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

次は「競争政策の広報・広聴」の活動内容①、②及び④のボトルネック等について、南官房総務課長から説明をお願いいたします。

〔資料3-3 レビューシート「競争政策の広報・広聴」の活動内容①、②及び④を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、中村先生から御意見を頂いておりますので、代読します。

多様な手段を活用し、幅広い層に、多岐にわたる公正取引委員会の業務を周知する

努力がうかがえる。

動画については、これまでその案件に関心を持っていない人に関心を持ってもらうため、短くて人目を引きやすい内容のものとその案件に関心を抱いた人がより正確で詳しい情報を得るための情報が豊富で分かりやすいものと、それぞれ役割があると考えられる。

前者を広く周知した上で、前者から後者へ遷移をしやすいような発信の仕方が必要と思われるが、現状はそうになっているのか、なっているとすればそれぞれを区別して評価することも有効だろう。

また、Xでポストを閲覧すると動画が再生されとのことだが、そちらは上記で言えば前者に該当するものになるべきではないだろうか、そのようなものは閲覧数で評価し、そこからより詳しい内容のものへと誘導できているかを更に評価するような形もあり得るのではないだろうか、という御意見を頂いております。

それに対して南課長からコメントをお願いします。

【南官房総務課長】中村先生からの御意見に対してですが、活動内容④は昨年度の補正予算で昨年度から実施したものでございまして、恥ずかしながら現在、官房総務課として掲載しているのは、インボイスに係る60秒のショート動画のみでございます。

現在Xで掲載し、かつ公正取引委員会のウェブサイト上でもYouTubeのショート動画を掲載しているのですが、60秒で終わってしまうという性格上、しかもXを開くと自動的にショート動画が自動再生される仕組みとなっておりますので、基本的にXユーザーはXを見てしまえば事足りてしまい、わざわざ当方のウェブサイトを見に行ってもYouTubeまで開くには至っていないところがございます。これが現状でございます。

ただ、中村先生から御指摘いただきましたのは、ショート動画とより詳しい内容の動画を使い分けるのが必要ではないかという御趣旨かと思いますが、それは我々も認識しておりまして、今後作成する動画においてはまずは関心を持ってもらうためのショート動画と、さらに深く理解したいと思っている方がより深く知識を身につけていただくための詳細な動画の二つを用意してうまく連動、連携が図られるような仕組みができないかを今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

南島先生、お願いします。

【南島委員】御説明ありがとうございました。

しばらく前になりますけれども、過去に総務省と行われました実証的共同研究で独禁法教室等も取り扱っていただいたことがあったかと思います。その頃に言われていた話で、参加人数を30人以下とすると満足度が高まるですとか、シミュレーションゲーム、クイズなどを実施するのは50代以下の人たちには有効だろうというお話ですとか、ハイパフォーマー講師のコンピタンスを抽出して講師全体のスキルアップにつなげていくという話もあったかと思うのですけれども、そのあたりの話は今でも引き継がれて、取組は続いているのでしょうか。

【小山官房総務課係長】官房総務課の小山と申します。

総務省との共同研究があったというのは承知しておりまして、その研究結果、取組自体は続いております。具体的には、参加人数は学校ごとのニーズもありますので、それに応じたものを取り組んでいくということになります。

ハイパフォーマー講師の関係では、ハイパフォーマー講師に講義をしていただくことのほか、これから講師をしていただく職員への研修の場で、ハイパフォーマー講師の授業を録画したものを見ていただくといった形で質の向上を図っていくといった活用をしております。

【南島委員】ありがとうございます。

今でも続いているということでよかったです。ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

多田先生、お願いします。

【多田委員】抽象的な意見になってしまうのですが、広報のところで、誰をターゲットにするかというのも難しいと思われますし、点検結果の活動内容①のところで、「公正取引委員会の取組に関心を持つ国民の増加率が鈍化している」とあり、ある程度のところまで量は増えていっても、頭打ちになるのはやむを得ないかと思います。

そうすると、やみくもに量を追求するよりもいかに質を追求するかということになってくると思います。情報量が多いと、また来ているとか、そういう感じになってしまうと思います。数を追求することは、既に十分やっておられると思うので、今度はいかに質の方、良好な反応が得られるようなことを考えてやっていかれるとよろしい

ように思いました。抽象的ですが、このような感想を持ちました。

以上です。

【南官房総務課長】御意見ありがとうございます。

正に御指摘のとおりでございまして、事件を処理したときの定型的な新聞発表文などをやみくもに掲載しても関心を持たれないので、そういった担当部局の活動を掲載するだけでなく、我々官房総務課の広報オリジナルのコンテンツとして、例えばどっきんというキッズ向けのキャラクターがございまして、このどっきんを使って簡単に下請法を解説するとか、少し付加価値をつけて、より国民が親しみやすいコンテンツを我々広報班の方で積極的に発信していきたいと思っているところでございます。

ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生はいらっしゃいますか。

池谷先生、お願いします。

【池谷委員】もともと公正取引委員会は大企業と下請の取引に関して対応している側面がすごく強かったのですが、2、3年前には芸能分野の雇用契約のことが出たりというように、最近はフリーランスに関連した事業も担うようになってきました。ですので、広報としても、いわゆる最近の目玉として変わってきているものと、オーソドックスに公正取引委員会が仕事をしていることを広く啓もうするもの、かつ個々の仕事それぞれ深いというものがあります。こういう多様な要素がうまく連動して、動画を見ていたら別の広報にも飛んでいけましたというように、うまくつながるといいかと思うんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

【南官房総務課長】ありがとうございます。

正に御説明した活動内容①が広く国民全般に対する情報発信で、活動内容④が今話題のホットな 이슈 を発信していく動画です。

そういう意味では、広く国民一般に対して、そもそも公正取引委員会とはこういうものであるというのを発信していくことと、一定のトピックも併せて発信していくことを行っていきたいと思っているのですが、その連動をどう取り組んでいくかがというのが課題でございます。先ほど活動内容②の課題でも申し上げましたが、地方に行くと下請法、フリーランス、インボイスといったところには関心が高いのですが、いわゆる独禁法、カルテル、談合といったところは関心が低いように感じます。これは個人的な見解にもなりますけれども、言ってしまうと国民にしてみれば談合なんて他

人事なところがあるのだと思います。したがって、他人事ではないんですと。競争秩序を乱すとか、市場メカニズムを乱すということは、ひいては消費者、国民の利益を害するということを分かりやすく発信していくことによって、個別のテーマと大きな競争政策との連動が図られるのではないかと考えておりますので、そういった問題意識を持ちながら広報活動を行ってまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

【池谷委員】ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問がなければこれで議題4は終了させていただきます。

ありがとうございました。

次は「競争政策の広報・広聴」の活動内容③のボトルネックなどについて、島袋官房総務課企画官から説明をお願いいたします。

〔資料3-3 レビューシート「競争政策の広報・広聴」の活動内容③を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

南島先生、お願いします。

【南島委員】御説明ありがとうございました。

御説明していただいた内容というのは、「有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について」として、令和5年2月15日にホームページで公表されているものがありますが、こちらが集約された意見という理解でよろしいでしょうか。

【島袋官房総務課企画官】そちらの公表資料が聴取した意見の全てというわけではなく、この他にも、独占禁止政策協力委員という別の制度もございまして、そのような協力委員の方々からの御意見についても、今後公表する予定でありまして、公正取引委員会が意見を聴取するためのチャンネルは幾つかあります。先生が御指摘の公表資料は、そのうちの一つです。

【南島委員】分かりました。ありがとうございます。

これらの意見を活用していかなければいけないということは分かりますが、それを指標にすることが適切なのかは、どうなのかなと思いました。公正取引委員会の業務に活用することは大事な事かと思いますが、これは指標を用いなければならない話なのか、また、数字が入っていないことから、抽象的なアウトカムというレベルで記

載されているという理解をした方がよいのか、その辺りがどうかと思い、伺いました。

【島袋官房総務課企画官】御指摘のとおりでして、これは何か数値化して達成度を測るということに現状はなっておりませんので、定量的には測れないものですが、政策に反映される程度を、今後増やしていきたいというものでございます。

【南島委員】分かりました。

積極的に活用したいという意思表示をされているというレベルで、数値管理ではないということですね。

【島袋官房総務課企画官】そのように御理解いただければと思います。

【南島委員】分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、結局のところは開催件数、参加人数というところになり、それを数値で管理するというお話になるかと思いますが、それが当該取組である有識者との懇談会の本質ではないというところがちょっと痛いところかなと思っています。

何か目標とか数値とかで表現できるものとして、ほかに検討されているものはございますか。

【島袋官房総務課企画官】今のところは、これ以外に数値化できるものはございません。

【南島委員】分かりました。ありがとうございます。

以上です。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生いらっしゃいますか。

特になければ議題5については終了させていただきます。

ありがとうございました。

次は「競争政策の広報・広聴」の活動内容⑤のボトルネックなどについて、深町経済取引局総務課長から説明をお願いします。

〔資料3-3 レビューシート「競争政策の広報・広聴」の活動内容⑤を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。
池谷先生、お願いします。

【池谷委員】御説明ありがとうございます。

我々も対面のセミナーで、アンケートはQRコードを使ったアンケート集計をやっています。みんなそれについてこれるか心配はしたんですけれども、ほとんどの人が

携帯を持っていますので、ほとんどそこから入っていただいて、回収率も2回目ぐら
いからはほぼ100%近い回収率になっています。そういった意味では、是非QRコード
を使ったアンケートに早く変えていただけるのがいいんじゃないかなと思います。

我々もアンケート後の集計が大変過ぎて、音を上げた結果、QRコードを使ったア
ンケートを導入しました。年齢的に50歳以上の人には回答が難しいんじゃないかと思
ったんですが、結構ついてきてくれました。特に1回目のセミナーが終わったときに
うまく誘導して、「すみませんが、テキスト何ページを開いていただいて、こういう
形でやってください」というように誘導すればかなりの割合で回収ができます。公正
取引委員会でも是非そうしていただいて、アンケートは回収後の方が重要ですので、
そちらに力が入るようにやっていただけたらと思います。

以上です。

【深町経済取引局総務課長】ありがとうございます。

我々もまだ経験がないので、今頂いた御指摘も踏まえながら、QRコード等も活用
しながらやっていきたいと思います。また、確かに回収率も上がると思いますし、回
收作業も楽になるということで、積極的に対応していきたいと思っております。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙
手をお願いします。

南島先生、お願いします。

【南島委員】いくつか質問しますけれども、アンケートの回収率は何%ぐらいでしょ
うか。

【深町経済取引局総務課長】70%前後でございます。

【南島委員】70%ぐらいですね。ありがとうございます。

オンラインフォームにされるということなので、その数字がどうなるかは実施して
みていただいてということで。そこが大事なかなと思いますけれども、まずはそれが1
つ目です。

それから、アンケート項目は理解度のほかにどういうものをお聞きになっていらっ
しゃるのでしょうか。

【深町経済取引局総務課長】アンケート自体は7問ございまして、どういう業務をや
っているか、役職は何か、研修会出席前に入札談合の防止や入札談合等関与行為防止
法の知識がどれぐらいあったのか、研修会でそれらの知識が深まったのかどうか、研

修会の内容は理解しやすいものだったかどうか、研修会の内容は今後の業務で役立つと思うかどうか、職場において研修内容の周知を行う予定があるかどうか、これらでございます。

【南島委員】ありがとうございます。

それで、参加者のうちの約70%にお答えいただいているということなのだろうと思いますけれども、集計結果は何らか業務にいかされているものなののでしょうか。アンケート自体の意味がどういうところにあるのかを把握したいなと思っていました。

【深町経済取引局総務課長】もちろん今申し上げた選択式の回答については集計をして、例えば理解がしにくかったという回答が多かった場合には、併せて自由記載欄がございまして、どういったところが分かりにくかったのかを見ながら、その次の研修にいかしていくなど、そういう形で活用しております。オンラインだと理解度がどうだろうかとか、そういう観点からも見ています。

【南島委員】ありがとうございます。

理解がしにくかったところは具体的に自由記述で書いてもらって、指摘を受けたところは工夫できないか検討されるという形での活用を主としているのですね。

【深町経済取引局総務課長】例えば講師が早口で聞き取りにくかったとか、あとはオンラインの機器の不具合で途切れ途切れで分かりにくかったとか、いろいろコメントがありますので、そういうところを次回の改善につなげていっているということでございます。

【南島委員】分かりました。

そうしましたらアンケートは有意義だということなので、あとは事務効率の執行を向上させるということで、御説明いただいたとおりそこをうまくオンラインフォームに移行するというのは大きな課題になるということですね。

よく理解できました。ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問がありましたら挙手をお願いします。

多田先生、お願いします。

【多田委員】1点お伺いしたいのですが、業務の効率化と関連し、この取組自体は既に完成の域に達していると思います。そうすると次は運用面の改善だと思いますが、点検結果で、研修が10月、11月に集中するという記載があります。これは研修を受ける側の事情があるのでしょうか。あるいは公正取引委員会から働きかけて、こういう

時期はどうかと御提案すると、多少業務の平準化につながっていくことはありますか。

【深町経済取引局総務課長】10月、11月に研修が集中することですけれども、これはこちらからその時期にお願いしているということではございません。おそらく、年度末が近くなると地方公共団体や国の職員は忙しいということと、夏に人事異動があってちょっと落ち着いてきた秋頃に研修をしたいというようなニーズが高いんだと思います。そういうことでこの時期に集中しているという状況にございます。

【多田委員】ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見、御質問のある先生はいらっしゃいますか。

なければ議題6についてはこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

以上で点検は終了しましたが、これから公正取引委員会におけるレビューの取組全般について講評を頂きます。

それでは、池谷先生、よろしくお願いいたします。

【池谷委員】御説明ありがとうございました。

だんだん公正取引委員会の守備範囲も広がってきて、以前の消費税転嫁対策から始まって、今回はフリーランス関連の事業も始まるわけですが、それぞれの項目ごとにやっていることは同じようなことで、啓もうしながら、データを取ってさらに法執行もするというようなものです。同じような事業がいろいろな分野ごとで実施されると、各担当部署が啓もうしながら法執行をするという状況が、本当に効率的なのかを今後考えていかなきゃいけないのかなと思いました。これは幾重にもそういう事業が重なってきて、各担当部署が大変だなと思ったりしておりました。その点で先行き何かお考えがおありになったらお聞かせいただければなと思います。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、多田先生、よろしくお願いいたします。

【多田委員】今日お話を聞かせていただきまして、今年度の対象事業はまさにタイムリーなテーマで、フリーランスの問題しかり、あるいは下請法による価格転嫁対応しかりということだと思います。

それぞれの案件は国民の関心も高いと思いますので、広報活動が重要だと思います。日々行っておられる取組を磨きつつ、どういう形で広報するのか、両者を併せて追求

いただくと非常に効果があるのではないかと思いますながら話を伺っておりました。

ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、南島先生、お願いいたします。

【南島委員】今日のお話を伺って3点申し上げたいと思います。

まず、1点目ですけれども、一番最初の価格転嫁の話に関連して、「開かれた公取」というキーワードを出していただきました。これは非常に良かったなと思いました。どうしても公正取引委員会は敷居が高いというお話がございましたけど、まさにそのとおりだと思っておりまして、そこを開かれた形で取組を進めていくんだというメッセージはもっと広く共有されるべきと思っております。いいキャッチフレーズを頂いたなと思いました。

2点目ですけれども、最後のオンラインフォームに切り替えるお話もそうですけれども、いろいろと業務の効率化のための工夫を凝らしていただいていることは非常にありがたいなと思って聞いておりました。また、過去の政策評価等で議論された論点も継続していただいている、すごく良かったなと思いますながら伺っていたところです。

下請法違反については、いろいろ効率化の努力をされて教訓があるということでしたけれども、教訓の引継ぎは今から取り組んでいくようでございます、そこは御期待申し上げたいと思っております。

3点目ですけれども、新規事業、フリーランスの件が特にそうだと思いますけれども、それに限らず、ロードマップ、ロジックモデルのような多くの人が共有できる簡素な枠組みみたいなものというのは有意義かもしれないと思って聞いておりました。

ロードマップと今回は表現いたしましたけれども、関係者がどちらの方向を向いて仕事をしていったらいいのかが分かるようなフレームワークみたいなものは何らか要るのかなと思います。

以上でございます。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

本日頂いた講評については委員長に伝達させていただきます。

閉会に当たりまして、私から今後の進め方を説明します。

まず、行政事業レビューについては、本日の合同会合の議事概要及び資料を速やかにホームページ上で公表させていただくとともに、本日先生方に点検していただきま

したので、その結果をレビューシートの所見欄に記入させていただきます。

また、来週5月30日に行政事業レビュー推進チームによるサマーレビューを実施し、その結果を令和7年度予算の概算要求や予算執行などに反映させるとともに、概算要求提出後である9月上旬頃にレビューシートを公表する予定です。このほか自主的な事業改善の取組のうち優れた取組を優良事業改善事例として選定し、表彰する予定です。

一方、政策評価については昨年度と同様本日議論いただいたレビューシートを活用して評価書を作成したいと考えております。今後必要な記載を行った上で、レビューシートと同じく9月上旬頃に評価書を公表する予定です。

最後に品川政策立案総括審議官から御挨拶を申し上げます。

【品川官房政策立案総括審議官】先生方、本日は長時間にわたりましてありがとうございます。いろいろな御指摘を頂きまして、各部署も考えるところが多かったのではないかと思います。

池谷先生から御指摘いただいたような、広報、啓発と執行を併せてやっている部署は幾つかございます。こうした業務を同じ部署でやっているところもあれば、ある程度別々の部署を作ってやっているところもあります。きれいに切れるところは、そこを切った上で、一つの部署が専門でやった方が効率的というケースもある一方で、特にフリーランス等のようにこれから執行を考えるというようなケースでは、広報と執行を分けてしまうと、規制の対象者が本当に聞きたいところが聞けないというようなことにもなってしまいます。こうしたニーズの調整は難しいとは思いますが、一方で同じようなことをやっている部署が幾つかありますので、今日御指摘いただいたものも含めて、いろいろな経験や教訓を共有し、ある部署でやっているような工夫を、他の部署でも横展開するといったことや、優先順位をつけるでありますとか、何か問題があるのであれば原因を分析して次にいかすといったことは大事なかなと思っています。

今日頂いた御指摘を踏まえて、公正取引委員会の中でしっかりとレビューをしてまいりたいと思ってございますし、今後も御指摘を是非頂きたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。